

保護者のみなさまへ

病院長

## お子さまの齲蝕（虫歯）治療完了後の 保険の取り扱いが変わりました

13才未満で虫歯の多発傾向のないお子さまが、再び虫歯にならないよう、以下の処置を行った場合、その一部が保険給付の対象とされることになりました。（保険外併用療養費）

### 1. フッ化物局所応用（フッ素塗布・1口腔）

別途負担金 1,782円（消費税込）+ 保険一部負担金

### 2. 小窩裂溝填塞（フィッシャーシーラント・1歯）

別途負担金 1,782円（消費税込）+ 保険一部負担金

◎ 領収書をお受け取りください

詳しくは主治医とご相談ください

令和元年10月